

令和5年度第3回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日時	令和5年11月8日(水) 午前10時00分～午前11時10分
*場所	対面(教育委員会室)・オンライン(ZOOM)開催
*次第	I 開会 II 議題 文京区指定文化財の指定について(審議) III 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員(谷川章雄、藤井英二郎、内田青蔵、佐藤信、副島弘道、岩淵令治、山崎祐子) 事務局(宇民教育総務課長、川口文化財保護係長、内藤文化財保護係主事、町田文化財調査員)
*傍聴者	0人
*資料	資料第1-1号 文京区指定有形文化財 追加指定説明書(案) 資料第1-2号 文京区指定有形文化財 護国寺日記 指定説明書(新旧対応表) 資料第2-1号 文京区指定有形文化財 追加指定説明書(案) 資料第2-2号 麟祥院文書(追加分)目録(整理番号順) 資料第2-3号 文京区指定有形文化財 麟祥院文書 指定説明書(新旧対応表) 参考 文京区文化財指定基準

I 開会

II 議題

1 文京区指定文化財の指定について(審議)

事務局が資料第1-1～1-2号に基づき、護国寺日記の追加指定説明書(案)の説明を行った。

《会長》それでは何かご質問・ご意見等はございますか。

《委員》文中の表現や誤植について、3点指摘させていただきます。

まず、資料第1-1号、概要①の3段落目に「なお前者と後者はもともと別物であり・・・」との表現がありますが、「別物」ではなく「別資料」とした方が良いと思います。

次に、資料第1-2号、2頁の2段落目にある「同二年住職を・・・」の部分ですが、他の表記に合わせて漢数字ではなく算用数字とした方が良いと思います。

最後に、資料1-2号、5頁の指定基準に「歴史的又は系統的にまとまって伝存し・・・」とありますが、「つ」は小書きではないのでしょうか。

《事務局》指定基準の表記については、参考としてお配りした資料をご覧ください。これは現行の文京区文化財指定基準ですが、ご指摘の部分は「まとまって」と表記されております。それ以外の部分でも「まとまって」となっておりますので、誤植ではなく、意図的に古い書き方をしているのだと考えられます。

《委員》分かりました。

《会長》それでは、「まとまって」の部分は、元となった基準の表記に合わせるということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

それ以外でご指摘のあった部分について、「別物」は「別資料」とし、「同二年」は算用数字に直すということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

他にご質問・ご意見等はございますか。

《委員》資料第1-1号の(5)員数の部分に既指定冊数と追加指定冊数が書かれていますが、この辺りに、既指定のものは昭和51年11月1日に指定されたことや、追加指定が令和5年度中になされるということを書いた方が良いでしょうに思います。これまでの指定説明書等の表記に合わせていただければ良いと思いますが、いかがでしょうか。

《会長》これまで、追加指定の場合はそのような表記をしていたのでしょうか。

《事務局》そのような表記はしておりません。

《委員》分かりました。(6)の概要部分に指定日が書かれており、また、(7)の追加指定理由内で新発見された2冊を保存の万全を期するために追加指定する、ということも書かれておりますので、致し方ないとは思いますが、

ただ、同じ内容を資料第1-2号にも書いた方が良いでしょうに思います。いかがでしょうか。

《委員》今のご指摘に関連して、参考までに意見を述べさせていただいてもよろしいでしょうか。

《会長》お願いします。

《委員》市区町村の文化財で追加指定をする場合、そのやり方についてはほとんどの市区町村で決まりがありません。国ですと、新指定と追加指定とでは枠組や文言が異なっておりまして、追加指定では「既指定の〇〇に、新たに△△を追加し、名称を□□に変更する。」といった定型文のようなものがあります。文京区の場合、「追加指定説明書」という形で明確に作られてはいますが、細かい部分でいくつか気になる点があります。

まず、資料第1-2号の中で昭和51年指定時(現行)の指定説明と追加指定後の指定説明が並べて書かれており、これは今回の追加指定によってこのように変更されるのだということを示したのだと思いますが、昭和51年指定時の説明は追加指定に伴って破棄されてしまうということでしょうか。あるいは、昭和51年指定時の説明は追加指定後の説明と並立して今後残っていくのでしょうか。

《事務局》現行の説明は「指定説明書」がまだ作られていない頃のものであるため、今回の追加指定に伴って破棄するのではなく、参考資料という形で残していくことになると思います。

《委員》資料第1-2号5頁の注に書かれているように、昭和51年の指定時には、現在作られているような「指定説明」ではなく、「調査報告書」というも

のが作られたのだと理解すればよろしいでしょうか。

《事務局》おっしゃるとおりです。

《委員》その場合、資料第1-2号1頁のところで「追加指定後」と「現行」という項目が出てきますが、ここは「現行」ではなく「昭和51年調査報告書」とすれば良いのではないのでしょうか。そのうえで、昭和51年の調査報告書に今回追加をするとこのようになるということが追加指定後の指定説明の中で出てくれば、整合性が取れると思います。

またその際、先ほど委員からもご指摘があったように、資料第1-1号に「〇年に指定された△△という文化財に、□□を追加して、××とする。員数等は以下のように変わる。」といった内容を明記した方が良いと思います。記載する場所は、(1)の名称の前が良いと思いますが、事務局の方でご判断いただければと思います。

《会長》資料第1-2号の扱いとして、新旧対照表の項目に記載されている「現行」についてはご指摘のとおり「昭和51年調査報告書」とするのが正確かと思えます。

そして、当然ですが、昭和51年の調査報告書が破棄されるというのはいり得ないことで、資料としてきちんと残していく必要があると思います。

また、指定の経緯を書き加えた方が良いとのご指摘もありました。書き方としては新旧対照表の上に記載するか、あるいは表の中に記載する方法になるかと思いますが、事務局のお考えはいかがでしょうか。

《事務局》よくあるのは、指定の経緯という項目を別に作り、その中で昭和51年に253冊が指定されたことと、令和6年3月に2冊が追加指定されることを記載する形かと思えます。

《委員》その場合、追加指定説明書(資料第1-1号)の中に指定の経緯という項目を作るといっていいのでしょうか。

《事務局》追加指定説明書もそうですし、新旧対照表(資料第1-2号)の追加指定後の部分にも項目を作る形になります。

《会長》指定の経緯については、追加指定説明書の概要部分に記載が一応ありますが、項目を別に作って記載した方が分かりやすいかと思えます。さらに言えば、今後も追加指定をする際には必ず経緯も記載する、とした方が明快かと思えます。その辺りはいかがでしょうか。

《委員》今のお考えで概ねよろしいかと思えます。

一点お伝えしたいのは、文化財の目録を作る際、「護国寺日記」という名称がまず立ち、その次に昭和51年指定、令和6年追加指定と続くかと思えますが、「護国寺日記」という項目は変わらないということです。253冊の護国寺日記が255冊の護国寺日記にすべて変わってしまうのではなく、元々253冊あったものに2冊が追加されて255冊になるということ意識してお書きいただければと思います。

《会長》今のご意見について、ご質問等いかがでしょうか。

《委員》よろしいかと思えます。

《会長》 文言に関しては次回検討するという事で、加筆する方向で進めていただければと思います。

他に何かご質問・ご意見等はございますか。

(なし)

それでは続いて、麟祥院文書について事務局より説明をお願いいたします。

事務局が資料第2-1～2-3号に基づき、麟祥院文書の追加指定説明書(案)の説明を行った。

《事務局》 前回の審議会では、絵葉書を古文書の種別の中を含めることについて議論になりました。類例を調べたところ、指定文化財の古文書で目録が公開されているものは非常に少ないのですが、都指定文化財で一点見つかりました。あきる野市の大悲願寺が所蔵する「大悲願寺文書」です。こちらは平成8年の指定で、10,355点あるのですが、その中に点数は少ないものの、近代の未使用の絵葉書が含まれておりました。類例ありということで、今回の麟祥院文書の追加指定にあたっては絵葉書を含める形で進めたいと思います。なお、全体の見直しを行い、資料番号C-388の木札については削除し、点数を一点減らしておりますのでご了承ください。

《会長》 分かりました。この点についてご質問・ご意見等はございますか。

《委員》 絵葉書は古文書なのかという問題について、前回から考えは変わっておりませんが、指定基準の中でいう「古文書類、日記、記録類等で、・・・、学術的に価値の高いもの」の「等」に文言としては含めることができると思います。学術的な価値という側面から絵葉書単体ではどうなのか、というご指摘もあるとは思いますが、個人的には資料の一括性を重視し、絵葉書も含めて良いという立場です。

考古学でも同様の問題があり、荒川区で遺跡の出土資料を一括で指定した際、考古学の先生から報告書に載せない碎片まで一括して指定するのか、という指摘がありました。考古遺物としての種別は同じでも価値という点でどうなのかということですが、その際も「一括性」という話が出ました。

《会長》 分かりました。ありがとうございます。

先ほどの都指定文化財の類例は、中世以来の1万点以上もあるお寺の資料で、その中に近現代のものが入っているということだと思いますが、お寺の歴史を念頭に置き、現代までその歴史が続いている点を重視して、絵葉書など近現代のものも一括性の観点から含めて指定したのだと推察します。麟祥院自体も江戸以来の歴史的に重要な寺院であり、現代にその歴史が繋がってくるという意味で、一括性の観点から含めてもいいのではないかと考える方は成り立つと個人的には思いますが、いかがでしょうか。

《委員》 賛成です。

《委員》 私も賛成です。近代のこういった資料は、後々重要なものになる可能性がありますし、一括性という観点からも含めていいのではないかと思います。

《委員》 私も賛成です。北区で一軒の家から出た資料を登録した際に、絵葉書など

も分けずに一括して指定したと思います。

《会 長》 それでは、絵葉書も含めて指定するというにしたいと思います。

もう一点、指定した場合の公開をどうするかという問題があると思いますが、区の方のお考えはいかがでしょうか。

《事務局》 お寺のご意向を確認してから、ということになると思います、

《会 長》 おっしゃるとおり、お寺のご意向も当然あるかと思いますが、区の方で少し研究していただき、公開に関しての基本的な考え方をまとめていただければ良いと思います。

《委 員》 国宝や重文の場合は、所有者の物ではありますが、国民の財産ということで一定の公開が求められることになると思います。区指定文化財の場合も、所有者のご意向は当然あるかと思いますが、区民の財産ということでできるだけ公開に供するようにしていただけると有難いと思います。区の補助事業としての保存修理もそのためにあると思っておりますので、物の価値に影響がないような場合は、文京区のふるさと歴史館などでの公開に協力していただけると有難いと思います

《会 長》 文化財として指定された以上、公開が原則だとは思いますが、所有者のご意向等もあるかと思いますが、これを機に区としてのお考えをまとめていただければと思います。

他にご意見・ご質問等はございますか。

《委 員》 こちらも護国寺日記と同様に、追加指定説明書（資料第2-1号）にも新旧対照表（資料第2-3号）にも、(1)から(6)までの間に既指定の年月日や点数、追加指定の年月日や点数などが書かれておりません。概要部分にも書かれていないように思いますので、ご記載いただければと思います。もう一点、今回の資料が追加指定に至る経緯について、私の記憶では調査研究や整理が進んだことで追加指定に至ったのではないかと思います。併せて、これまでどういった形で追加指定分が残ってきたのかという点についてもご記載いただきたいと思います。追加指定分は既指定分と一緒に土蔵の中で保管され、3月10日の大空襲を免れて残ってきたのではないかと推測しますが、そういった伝来について調査・研究と整理が進んだ結果、今回の追加指定に至ったのだということをお書きいただければと思います。それから、第一分類の徳川家の朱印状は土蔵ではなくご住職のお手元で保存されてきたのではないかと推測しますので、麟祥院の住職のもとで大切に保存されてきたという点も少し書いていただいた方が良いでしょう。

《会 長》 護国寺日記と同様に経緯を加筆するような形かと思いますが、ご意見等いかがでしょうか。

《委 員》 事務局に改めてお願いしたいのは、文化財指定をする際の考え方を明確にしていきたいということです。先ほども申し上げたように国の場合、未指定のものを指定する場合の諮問案件と、既指定のものに追加指定する場合の諮問案件、後者は「右の既指定物件に、中欄の○○を加えて、左の欄の△△のようにする」といった形で、全く案件が別のものになります。

そういった意識をお持ちになって追加指定をなさると間違いがないと思います。

それから、先ほどあった絵葉書を一括資料として指定に含めるということについて、私も審議会としての判断に従いますけれども、江戸時代までの膨大な仏像類（美術工芸品）は指定も登録もされておらず、全国的に放置されてしまっています。私としては、絵葉書1枚は指定するのに、どうして仏像は指定しないのかということがありますので、あえて賛成とは申し上げませんでした。美術は歴史とは違い、芸術上の価値がありますので何でも古ければ指定するというものではありませんが、今後は少しずつそちらにも目を向けていただければと有難いと思います。

《委員》今のご意見は重要だと思います。荒川区などでは江戸時代の仏像を指定・登録しておりますので、事務局の方で今後ご検討いただければと思います。

《会長》追加指定の考え方についてお話があったと思いますが、東京都の史跡で追加指定をする場合、確かに提案の仕方が違っていた記憶があります。どういった方法が良いのかという点も含めて、区の方でご検討いただければと思います。併せて、仏像の件も研究していただければと思います。

まとめますと、両案件とも追加指定に対する考え方を整理していただき、経緯については指定説明書に書き込んでいただきたいと思います。また、麟祥院文書については特に公開に対する考え方を整理していただくということをお願いしたいと思います。

他に何かご質問・ご意見はございますか。

《委員》最後に一点だけ確認させてください。今回の麟祥院文書の追加指定に出てくる絵葉書その他というのは、宗教法人麟祥院の所有物、すなわち宗教法人の基本財産に含まれているという認識でよろしいですか。あるいは、ご住職の個人の持ち物だけれどもお寺にあるから宗教法人の所有物として一括で指定されるのでしょうか。というのも、美術工芸品の場合、所有権の問題で宗教法人の基本財産に入っているものは指定するけれども、そうでないものはご住職個人の宝物ということで指定にかけない場合が多いのですが、その点の確認は取れているのですか。

《事務局》ご住職に改めて確認をさせていただきますが、区としては宗教法人麟祥院の所有であると認識しております。

《委員》分かりました。よろしく申し上げます。

《委員》そうしますと、絵葉書だけではなく写真についても、個人の所有か宗教法人の所有か確認が必要かと思えます。

《会長》ご指摘のあった点は、区の方で確認をしていただきたいと思います。

他に何かご質問・ご意見はございますか。

(なし)

III 閉会

《会長》これもちまして、令和5年度第3回文化財保護審議会を閉会とします。